

# 申請における注意事項

## 1) 研究開始後の倫理申請は認められません！

研究開始後の倫理申請は、倫理指針の違反になります。研究開始後の倫理申請は認められませんので、必ず事前の申請をお願いします。

※申請せずに研究を開始した場合、重大な不適合として大臣へ報告し、公表する場合があります。

## 2) 研究者は研究開始前に教育訓練の受講が必要です。

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」により、研究者は研究の実施に先立ち教育訓練を受講することとなっています。本学で人を対象とする生命科学・医学系研究に携わる研究者は、必ず委員会指定の教育訓練を受講してください。

なお、多機関共同研究の場合、研究代表者は学外研究者の教育訓練受講について確認を行ってください。

※初めて研究に携わる研究者および昨年度研究に携わってなかった研究者は「はじめての生命科学・医学系研究」の受講が必要です。

※研究中の研究者を対象とした教育訓練は、11月頃実施予定です。

## 3) 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイダンスを確認してください。

【人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイダンス】(令和5年4月17日一部改正)

[https://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n2376\\_01.pdf](https://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n2376_01.pdf)

## 4) 指針の改定に伴い、様式を改正しました。

申請の際は、必ず本委員会ホームページから様式をダウンロードしてご利用ください。(教職員のみダウンロード可能)

なお、申請書類の提出は、ワード又はPDF等の電子データを基本とします。

※本申請より、「(医様式29)インフォームド・コンセント手続きチェックシート」の添付が必要です。

(本委員会ホームページ)

<https://www.josai.ac.jp/jikken/igakukei/>

## 5) 多機関共同研究に参加する場合の申請にご注意ください。

原則、研究代表者が所属する機関(学外)の倫理審査委員会による一括審査となりますので、学内倫理審査委員会による審査は不要ですが、城西大学学長の研究実施許可が必要になります。提出する書類が異なりますので、事前に実験センター事務室までご連絡ください。

## 6) 臨床研究法に該当しないことを確認してください。

臨床研究法の施行に伴い、人を対象とする臨床研究の規制区分が変更になりました。

「(医様式7)特定臨床研究の該当性に関するチェックリスト」で臨床研究法に該当しないことを確認してください。また、申請時にはチェックリストを添付の上、提出して下さい。

※臨床研究法に該当する研究を行う場合は、申請方法が大きく異なりますので、実験センター事務室までご連絡ください。

## 7) 人由来の試料・情報を他施設へ提供のみ行う場合も届出が必要です。

研究室に保管してある人由来の試料・情報を他施設へ提供のみ行う場合も「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に該当します。届出が必要になりますので、実験センター事務室までご連絡ください。